社会資本総合整備計画　　社会資本整備総合交付金

令和01年05月28日

計画の名称	北海道（第５期）地域住宅計画
計画の期間	平成２９年度　～　平成３３年度　(5年間)　　重点配分対象の該当
交付対象	北海道, 札幌市, 江別市, 恵庭市, 北広島市, 石狩市, 新篠津村, 函館市, 北斗市, 松前町, 福島町, 木古内町, 八雲町, 江差町, 厚沢部町, 乙部町, 奥尻町, 小樽市, 島牧村, 黒松内町, 蘭越町, 真狩村, 留寿都村, 京極町, 共和町, 泊村, 積丹町, 古平町, 赤井川村, 岩見沢市, 赤平市, 美唄市, 芦別市, 三笠市, 滝川市, 深川市, 奈井江町, 由仁町, 長沼町, 栗山町, 浦臼町, 妹背牛町, 秩父別町, 雨竜町, 北竜町, 沼田町, 旭川市, 士別市, 名寄市, 富良野市, 鷹栖町, 東神楽町, 比布町, 愛別町, 上川町, 東川町, 美瑛町, 上富良野町, 中富良野町, 南富良野町, 和寒町, 剣淵町, 下川町, 美深町, 増毛町, 羽幌町, 遠別町, 猿払村, 浜頓別町, 中頓別町, 枝幸町, 豊富町, 礼文町, 利尻町, 利尻富士町, 北見市, 網走市, 紋別市, 斜里町, 訓子府町, 置戸町, 遠軽町, 湧別町, 滝上町, 興部町, 西興部村, 雄武町, 大空町, 室蘭市, 苫小牧市, 登別市, 壮瞥町, 白老町, むかわ町, 日高町, 平取町, 新冠町, 浦河町, 様似町, えりも町, 新ひだか町, 帯広市, 音更町, 士幌町, 鹿追町, 新得町, 清水町, 更別村, 幕別町, 大樹町, 広尾町, 池田町, 豊頃町, 本別町, 足寄町, 陸別町, 浦幌町, 釧路市, 釧路町, 厚岸町, 浜中町, 標茶町, 弟子屈町, 根室市, 中標津町, 標津町, 羅臼町, ニセコ町, 初山別村, 津別町, 厚真町, 千歳市, 当別町, 知内町, 七飯町, 鹿部町, 森町, 上ノ国町, せたな町, 寿都町, 喜茂別町, 倶知安町, 岩内町, 神恵内村, 仁木町, 余市町, 夕張市, 砂川市, 歌志内市, 南幌町, 上砂川町, 月形町, 新十津川町, 当麻町, 占冠村, 音威子府村, 中川町, 留萌市, 小平町, 苫前町, 天塩町, 稚内市, 清里町, 佐呂間町, 伊達市, 豊浦町, 洞爺湖町, 安平町, 上士幌町, 芽室町, 中札内村, 鶴居村, 白糠町, 別海町, 幌加内町, 美幌町, 今金町
計画の目標	１．「安全で安心な暮らし」の創造 誰もが安全に安心して暮らすことができる住まい・地域づくりを目指す「安全で安心な暮らし」の創造 ２．「北海道らしさ」の創造 北海道の自然特性や社会経済的な課題を踏まえた、北国・北海道らしい住まいづくりを目指す「北海道らしさ」の創造 ３．「活力ある住宅関連産業」の創造 道内経済や地域の活性化に寄与する「活力ある住宅関連産業」の創造

全体事業費（百万円）	合計（Ａ＋Ｂ＋Ｃ＋Ｄ）	259,257	A	227,091	B	0	C	32,166	D	0	効果促進事業費の割合Ｃ／（Ａ＋Ｂ＋Ｃ＋Ｄ）	12.4	%

番号	計画の成果目標（定量的指標） 定量的指標の定義及び算定式	定量的指標の現況値及び目標値 当初現況値 (H29)	中間目標値	最終目標値 (H34)
1	公的な支援により居住の安定の確保を図るべき世帯に対する公営住宅の供給の促進（公営住宅の供給戸数）			
	公営住宅の新規建設・買取り・借上げ等による募集戸数＋既存公営住宅の空家募集戸数＋既存公営住宅の建替等による再入居戸数の合計戸数	48000戸	戸	54000戸
2	若年世帯や子育て世帯が安心して暮らせる住生活の実現（子育て世帯（18歳未満が含まれる世帯）における誘導居住面積水準達成率）			
	子育て世帯（世帯構成員に18歳未満の者を含む世帯）のうち居住する住宅の面積が誘導居住面積水準以上の割合	44%	%	48%
3	若年世帯や子育て世帯が安心して暮らせる住生活の実現（子育て支援に配慮した公営住宅などを供給している市町村数の割合）			
	子育て支援に配慮した公的賃貸住宅を供給している市町村数／全市町村数	21%	%	40%
4	地域で支え合い高齢者が安心して暮らせる住生活の実現（サービス付き高齢者向け住宅の登録数）			
	サービス付き高齢者向け住宅の登録数	15408戸	戸	23500戸

案件番号：　0000098709

番号	計画の成果目標（定量的指標）			
	定量的指標の定義及び算定式	定量的指標の現況値及び目標値		
		当初現況値	中間目標値	最終目標値
		（H29）		（H34）
5	地域で支え合い高齢者が安心して暮らせる住生活の実現（高齢者（65歳以上）が居住する住宅の一定のバリアフリー化率）			
	高齢者（65歳以上）が居住する住宅における一定のバリアフリー化（「手すり設置（２箇所以上）」または「段差のない屋内」）を満たす住宅の割合	40%	%	70%
6	住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保（ユニバーサルデザインの視点に立った公営住宅の整備戸数が公営住宅管理戸数に占める割合）			
	「北海道公営住宅等安心居住推進方針」に基づき、ユニバーサルデザインの導入が図られた公営住宅の整備戸数の累計が、公営住宅管理戸数に占める割合	5%	%	9%
7	住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保（住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の供給戸数）			
	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録戸数	0戸	戸	4100戸
8	「きた住まいる」制度を活用した新たな住宅循環システムの構築（新築住宅を建設した「きた住まいるメンバー」登録者数の割合）			
	道内で新築住宅を建設する住宅事業者における、きた住まいるメンバーの割合	11%	%	38%
9	リフォームによる安全で質の高い住宅ストックへの更新（省エネ基準を満たす住宅ストックの割合）			
	省エネ基準を満たす住宅ストックの割合	16%	%	25%
10	空き家等の活用・適正管理の推進（空家等対策計画を策定した市町村数の割合）			
	空家等対策計画を策定した市町村数の割合	3%	%	76%
11	空き家等の活用・適正管理の推進（除却を推進すべき区域における除却予定の空き家住宅、不良住宅及び空き建築物の棟数）			
	除却を推進すべき区域における除却予定の空き家住宅、不良住宅及び空き建築物の棟数	294棟	棟	0棟
12	空き家等の活用・適正管理の推進（活用を推進すべき区域における活用予定の空き家住宅及び空き建築物の棟数）			
	活用を推進すべき区域における活用予定の空き家住宅及び空き建築物の棟数	26棟	棟	0棟
13	地域を支える住宅関連産業の振興（新たに整備される木造公営住宅における地域材の使用率）			
	新たに整備される木造公営住宅における地域材の使用率	61%	%	65%
14	地域を支える住宅関連産業の振興（BIS（断熱気密設計施工技術者）の登録数）			
	BIS（断熱気密設計施工技術者）の登録数	1721名	名	1900名

番号	計画の成果目標（定量的指標）			
	定量的指標の定義及び算定式	定量的指標の現況値及び目標値		
		当初現況値	中間目標値	最終目標値
		（H29）		（H34）
15	魅力ある持続可能な住環境の維持・向上（まちなか居住の位置づけとして整備する公営住宅ストック数）			
	「中心市街地の活性化に関する法律」に基づき市町村が策定した「中心市街地活性化基本計画」等に位置づけがある市町村営住宅の整備戸数＋同計画に定める中心市街地の区域内における市町村営住宅の整備戸数＋市町村が策定する住宅マスタープランその他まちなか居住の方針を定める計画に位置づけがある市町村営住宅の整備戸数	4321戸	戸	7200戸
16	魅力ある持続可能な住環境の維持・向上（生活支援施設を併設している公営住宅団地の戸数）			
	生活支援施設を併設している公営住宅団地の戸数	6482戸	戸	7500戸
17	魅力ある持続可能な住環境の維持・向上（街なみ環境整備促進区域内において修景整備が行われた建築物等の数）			
	街なみ環境整備促進区域内において修景整備が行われた建築物等の数	128件	件	179件

備考等	個別施設計画を含む	－	国土強靱化を含む	－	定住自立圏を含む	－	連携中枢都市圏を含む	－
北海道（第５期）地域住宅計画においては、H29からH34の６カ年計画のため、システム登録にあたっては、H29-33、H30-34の２つに分けて登録する。								

交付金の執行状況

（単位：百万円）

	H29				
配分額（a)	11,864,587				
計画別流用増△減額（b)	0				
交付額（c=a+b)	11,864,587				
前年度からの繰越額（d)	0				
支払済額（e)	10,800,005				
翌年度繰越額（f)	1,064,582				
うち未契約繰越額(g)	0				
不用額（h = c+d-e-f)	0				
未契約繰越率+不用率（i = (g+h)/(c+d)) %	0				
未契約繰越率+不用率が10%を超えている場合その理由					

案件番号： 0000098709

法第６条第６項の規定に基づく公営住宅建替事業に関する事項

※法第６条第６項に規定する公営住宅建替事業に関する事項を地域住宅計画に記載する場合には、法第12条に規定する施行要件の特例の対象となる。

法第６条第７項の規定に基づく配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項

※法第６条第７項に規定する配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項を地域住宅計画に記載する場合には、法第13条に規定する特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例の対象となる。（ただし、一定の要件を満たすことが必要）

その他公的賃貸住宅等の管理等に関する事項

「法」とは、「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法」をいう。

空き家再生等推進事業に関する事項

（１）不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害しているため、不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の計画的な除却を推進すべき区域

北海道全域

（２）不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害しているため、空き家住宅又は空き建築物の計画的な活用を推進すべき区域

北海道全域

地域優良賃貸住宅の整備に関する事項

（１）整備を促進すべき地域

事業主体の区分	整備を促進すべき地域
民間供給	倶知安町全域、帯広市全域、網走市全域
公社供給	
公共供給	島牧村全域、黒松内町全域、泊村全域、奈井江町全域、浦臼町全域、妹背牛町全域、雨竜町全域、秩父別町全域、北竜町全域、東神楽町全域、愛別町全域、東川町全域、猿払村全域、清里町全域、津別町全域、置戸町全域、豊浦町全域、壮瞥町全域、厚真町全域、むかわ町全域、中札内村全域、豊頃町全域、釧路市全域、鶴居村全域

（２）特別な事情のため地域優良賃貸住宅に入居させることが適当と認められる世帯

事業主体の区分	特別な事情のため入居させることが適当と認められる世帯
民間供給	（帯広市） 同居の親族のうちに小学校就学前の児童がいる者又は入居者若しくは同居の配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者も含む。以下同じ。）が妊娠している者で、世帯の所得が15万8千円以下である者 配偶者を得て5年以内の者であって、入居者及び同居の配偶者の満年齢の合計が60歳以下で子のない者で、世帯の所得が15万8千円以下である者 ６０歳以上の単身者若しくは片方が６０歳以上である夫婦等である高齢者世帯で、世帯の所得が月額15万8千円以下である者
公社供給	
公共供給	（奈井江町、浦臼町、妹背牛町、雨竜町、東神楽町、愛別町、東川町、清里町、津別町、壮瞥町、厚真町、むかわ町、中札内村、鶴居村）公営住宅の収入超過世帯（現在未入居の世帯も含む） （島牧村、秩父別町、北竜町、豊頃町、陸別町）公営住宅の収入超過者（現在未入居の世帯も含む） （猿払村）４０歳以下の単身世帯（現在未入居の世帯も含む） （津別町）５０歳未満の単身世帯（現在未入居の世帯も含む） （豊浦町）６５歳以上の単身世帯（現在未入居の世帯も含む） （島牧村、遠軽町、豊頃町、鶴居村）単身世帯（現在未入居の世帯も含む）

（３）その他

都市再生機構が定めた供給計画に基づく子育て、新婚世帯向けの住宅を供給する。

民間住宅等を活用した住宅セーフティネットに関する事項

（１）課題

住宅確保要配慮者の居住の安定の確保

（２）目標を達成するために必要な事業等の概要

住情報提供・相談体制整備、既存住宅の活用、まちなか居住の推進、空家の住宅確保要配慮者専用賃貸住宅への有効活用等の推進、民間賃貸住宅の活用等により住宅確保要配慮者の居住安定施策の推進を図る。

（３）民間賃貸住宅を活用して住宅セーフティネットを強化すべき地域

北海道全域

（参考様式３）参考図面　社会資本総合整備計画

計画の名称	北海道（第５期）地域住宅計画		
計画の期間	平成29年度　～　平成34年度　（6年間）	交付対象	北海道ほか１７５市町村（下記のとおり）

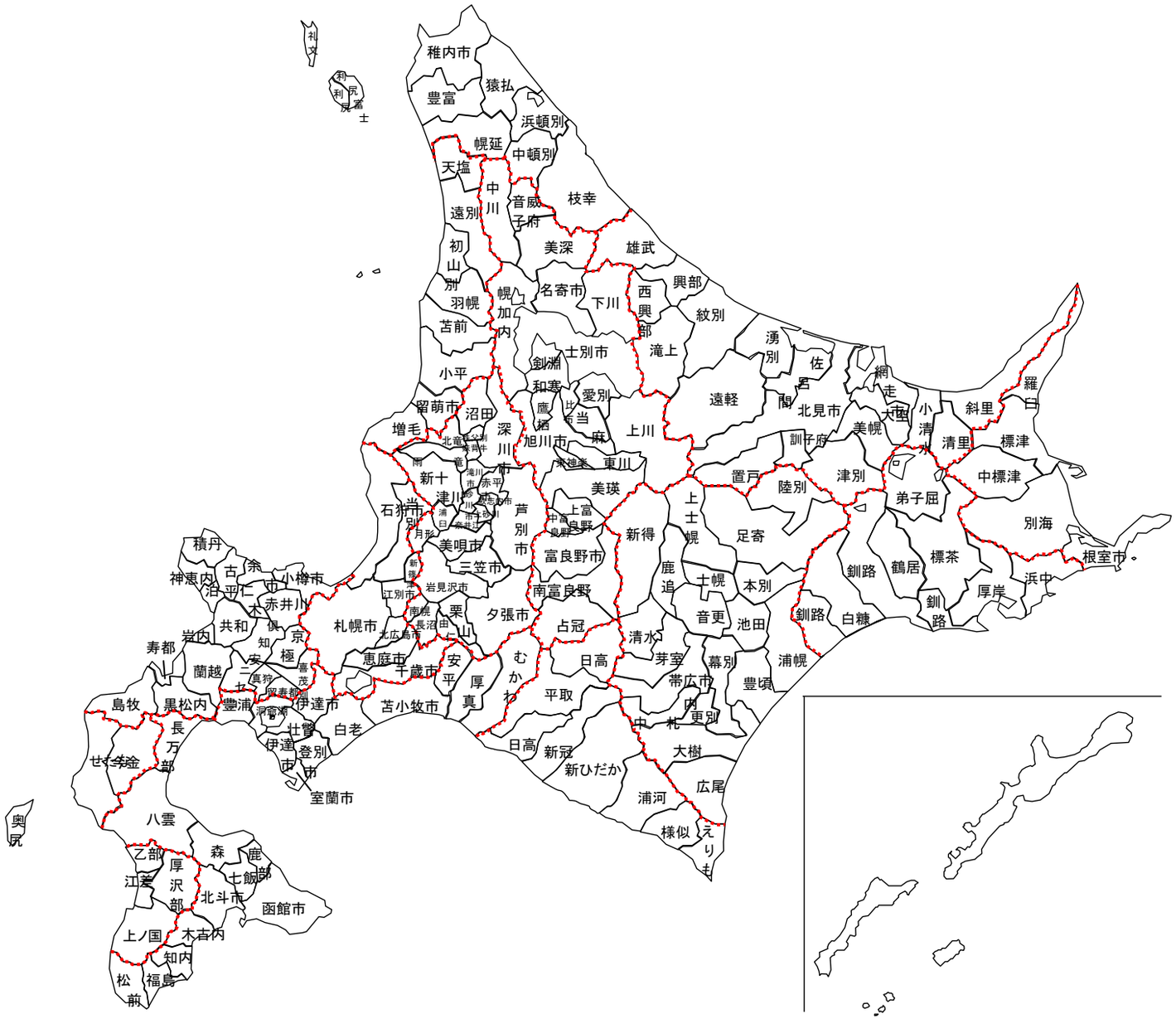

■交付対象
北海道、札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町、小樽市、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村、夕張市、岩見沢市、美唄市、芦別市、赤平市、三笠市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、旭川市、士別市、名寄市、富良野市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、幌加内町、留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町、稚内市、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、北見市、網走市、紋別市、美幌町、津別町、斜里町、清里町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、大空町、室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、白老町、厚真町、洞爺湖町、安平町、むかわ町、日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町、帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町
（北海道ほか１７５市町村）

都市景観形成地域地区（北海道函館市）

1　地区概要

当地区は安政６年（１８５９年）長崎・横浜とともに国際貿易港として開港し，諸外国の文化の流入とそれによる影響を受け，異国情緒あふれる町並みが形成され，函館特有の坂道や建築物等の歴史的文化的環境が現在も色濃く残されている地域である。

町並みを構成している歴史的建造物は建築後８０年以上を経過しており，建造物の老朽化が進行し，歴史的な町並みの維持が困難な状況となっていることから歴史的建造物の外観の修理に対し補助を行い，景観の保全と誘導を図ることにより，歴史的な街並み環境を整備するものである。

2　所在地

北海道函館市

3　地区面積

約１２０ｈａ

4　事業概要

(1) 整備内容　：住宅等の修景
(2) 事業期間　：平成２８年度～３４年度
(3) 総事業費　：約１.３億円

5　社会資本総合整備計画名

北海道（第５期）地域住宅計画

位置図	修景イメージ
	【整備前】 【整備後】

平成31年度 街なみ環境整備事業 説明図

①案内図・位置図

都市景観形成地域	区域

位置図

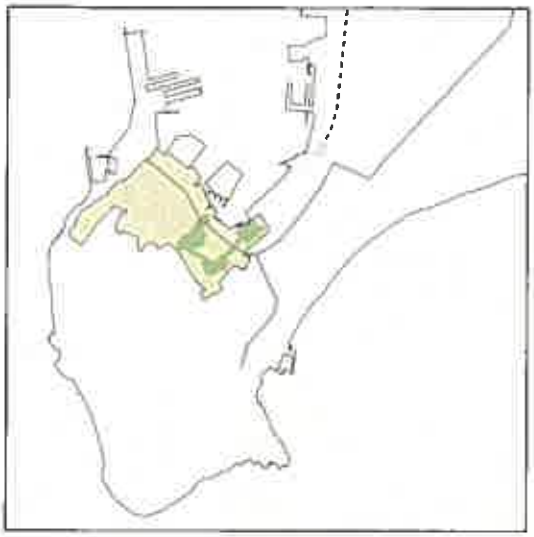

案内図

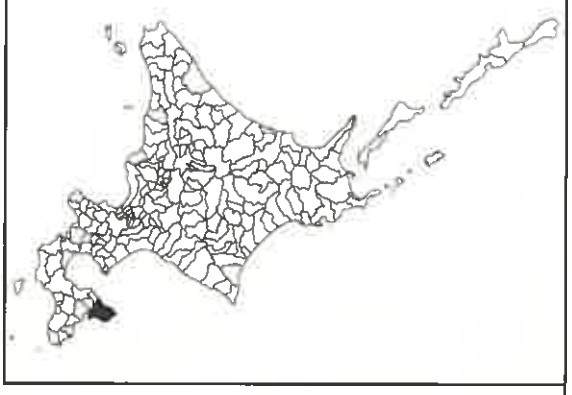

②整備地区計画図（整備方針図）

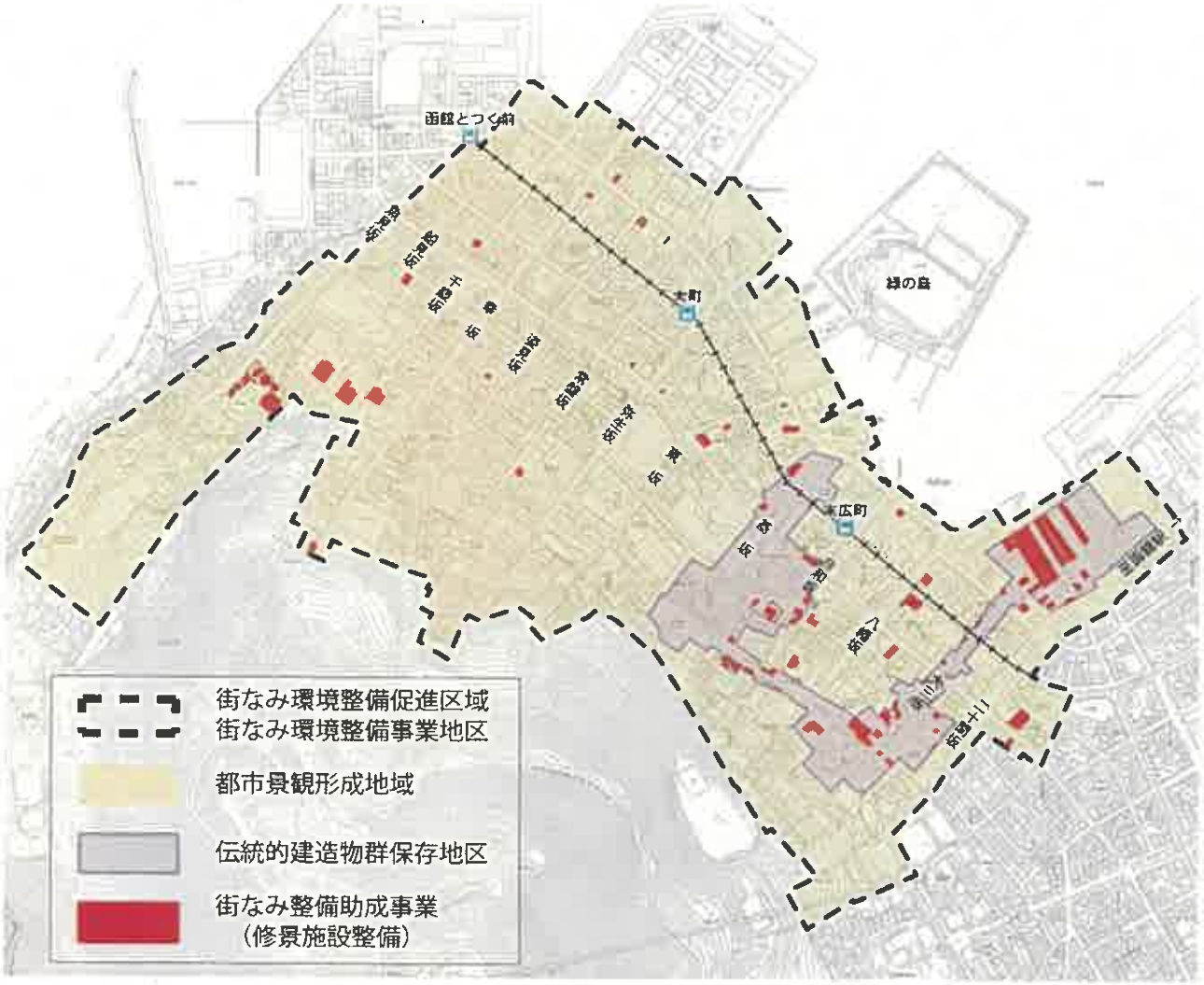

街なみ整備助成事業
（修景施設整備）

修景イメージ

整備前

整備後

都市景観形成地域　区域

③実施（予定）事業概要図

凡例	用地費	工事費
30年度まで（青）		
31年度（赤）		
32年度（緑）		
33年度以降（橙）		

都市景観形成地域	区域

修景施設

30年度まで	31年度	32年度
【景観形成指定建築物等】 2 山上大神宮 4 称名寺本堂 7 高龍寺本堂 19 岩崎家住宅店舗 20 大正湯 21 伴田商店所有住宅 22 今井家所有住宅 25 太刀川家洋館 28 中華会館 31 旧喫茶磯磯 32 松原家住宅 43 ホテルニュー函館 45 石井家住宅 46 函館元町港が丘教会 【伝統的建造物】 8 和雑貨いろは 9 市水商会 21 佐藤家住宅 36 花かんろ 40 カトリック元町教会聖堂 43 小形家住宅 55 本郷家住宅 62 旧相馬邸 63 大三坂ビルヂング	【景観形成指定建築物等】 4 称名寺本堂 5 実行寺本堂 23 大幸機動興業所社屋 31 旧喫茶磯磯 【伝統的建造物】 30 元町日和館 55 本郷家住宅	【景観形成指定建築物等】 27 小森家住宅店舗 34 民宿室屋 48 坂下商店所有建物 49 函館海産商同業協同組合事務所 【伝統的建造物】 20 白井家住宅 29 門前家住宅 35 茶房菊泉 60 幌村家所有建物

本町中央部地区（北海道松前町）

1　地区概要

当地区は、北海道唯一の城下町として発展した中心市街地で、海岸と史跡のある海岸段丘に挟まれた細長い区域である。地区内の幹線道路・道道松前港線沿いに商店街が形成されており、銀行、郵便局、商工会館、役場などの公共的施設が集積している。

2　所在地

北海道松前郡松前町字唐津、字松城、字福山

3　地区面積

約１１．９ｈａ

4　事業概要

(1) 整備内容　：集会施設整備、多目的広場整備、小公園整備、歩道用照明灯整備、セットバック整備、看板修景整備

(2) 事業期間　：平成１５年度～３４年度

(3) 総事業費　：約２．５億円

5　社会資本総合整備計画名

北海道（第５期）地域住宅計画

位置図

地区現況

〔地区施設整備〕小公園・緑地等
その他大臣（案内板）（整備前）

〔地区施設整備〕小公園・緑地等
その他大臣（案内板）（整備後）

平成31年度

①案内図・位置図

本町中央部　地区

位置図

案内図

（案内図）

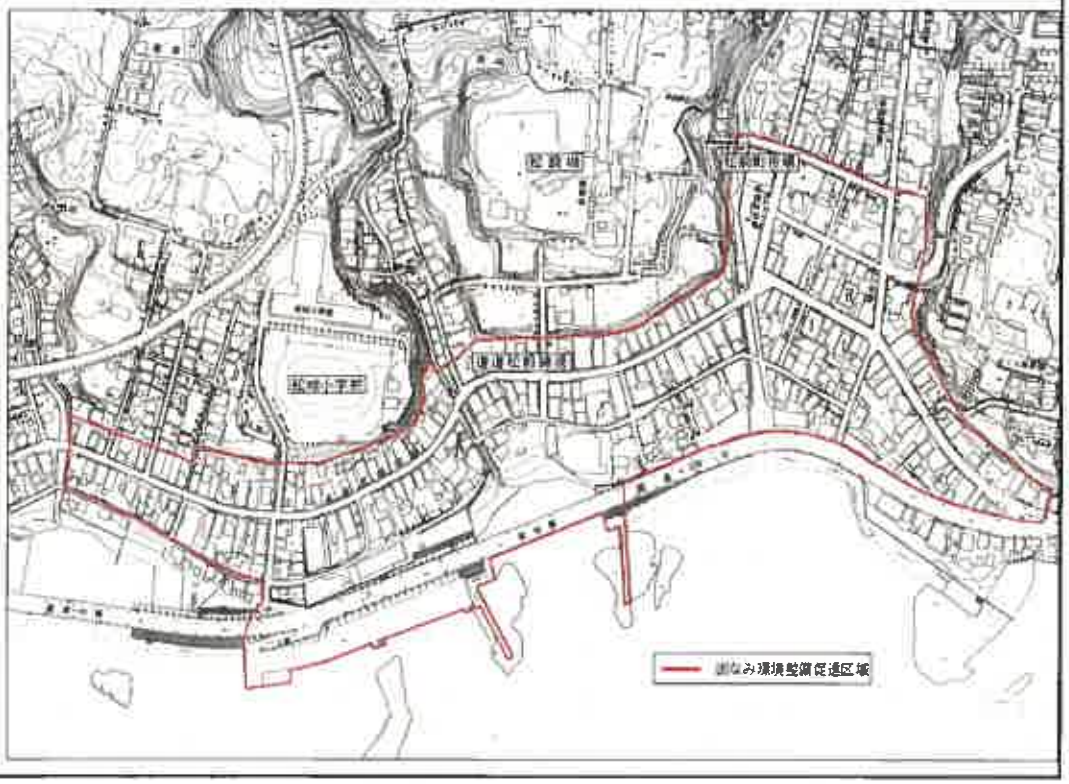

②整備地区計画図（整備方針図）

本町中央部	地区

松前町街なみ環境整備事業整備地区計画図

都道府県	北海道	市町村名	まつまえちょう 松前町	区域名	はんちょうちゅうおうぶ 本町中央部	事業主体	まつまえちょう 松前町

③実施（予定）事業概要図

凡例		用地費	工事費
30年度まで	（青）		
31年度	（赤）		
32年度	（緑）		
33年度以降	（橙）		

松前	町	本町中央部	地区

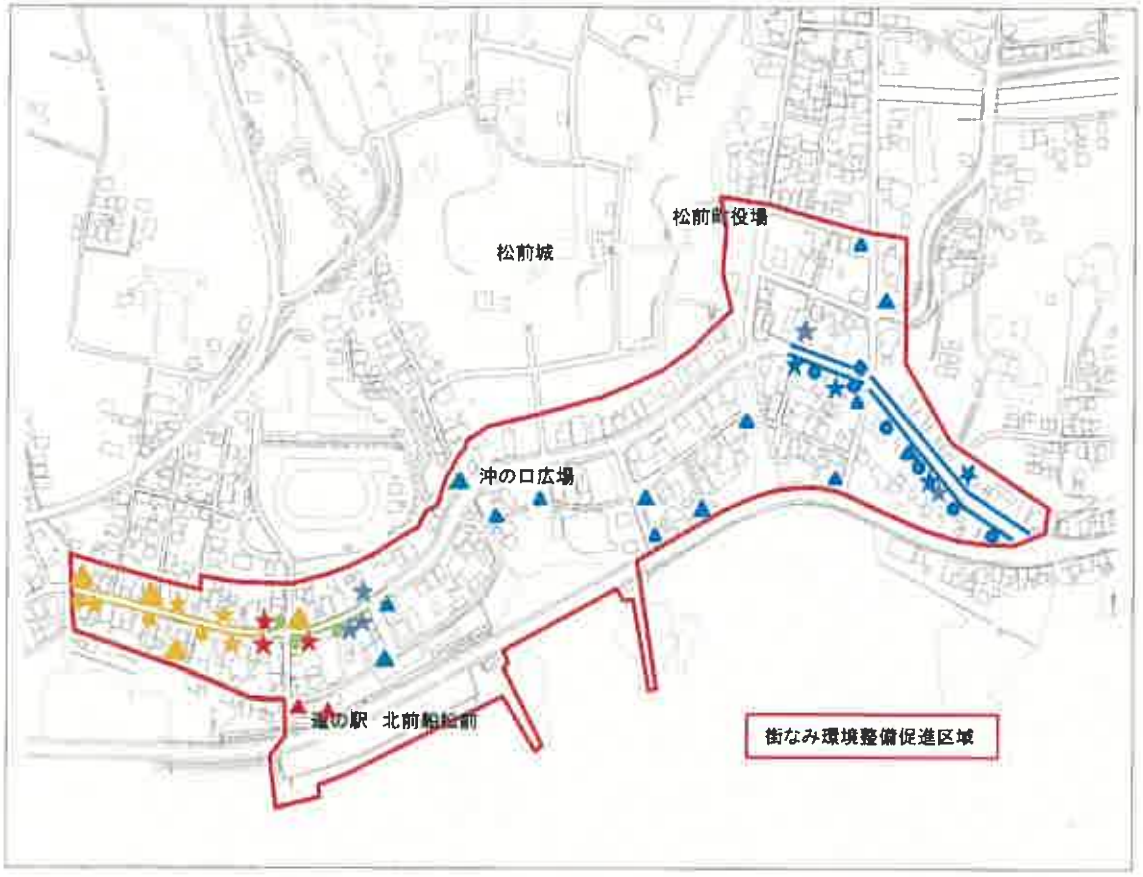

凡 例（平成31年度事業内容）		
▲	案内板	2基整備
★	修景施設（看板）	3基整備

鴛泊（おしどまり）市街地（しがいち）　地区（北海道利尻富士町）

1　地区概要

当地区は、利尻富士町における中心市街地で、名峰利尻山を有する利尻島の北東側の沿岸に位置しています。海と山の豊かな自然環境に囲まれており、古くから現道道沿岸に商店街が形成され、海岸は漁場となってきました。また、利尻島観光の玄関口であることから、夏期を中心に多くの観光客が訪れ、利尻山登山の拠点となっているほか、多くの地域資源が存在しています。他方、過疎化と高齢化の進展に伴い、地域の活力の低下が進行し、町民の暮らしや生活に影響を及ぼし始めており、活力と潤いの感じられる個性を生かした街なみ整備が求められています。

2　所在地

北海道利尻富士町

3　地区面積

約３５．８ｈａ

4　事業概要

(1)整備内容　：小公園・駐車公園の整備、防火水槽、避難誘導看板の設置、集会所の建設、案内板・街路灯の設置…等

(2)事業期間　：平成２６年度　～　３３年度

(3)総事業費　：約６．７億円

5　社会資本総合整備計画名

北海道（第５期）地域住宅計画

位置図

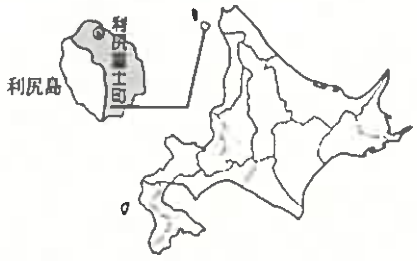

街なみ整備イメージ

平成31年度

①案内図・位置図

鴛泊市街地	地区

位置図

案内図

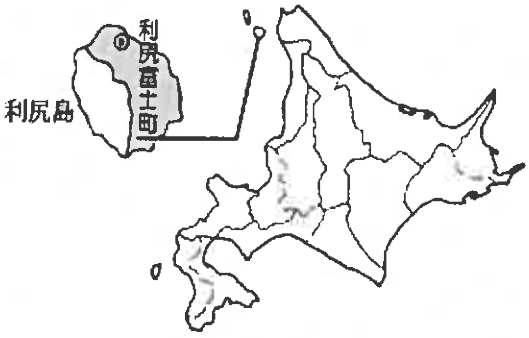

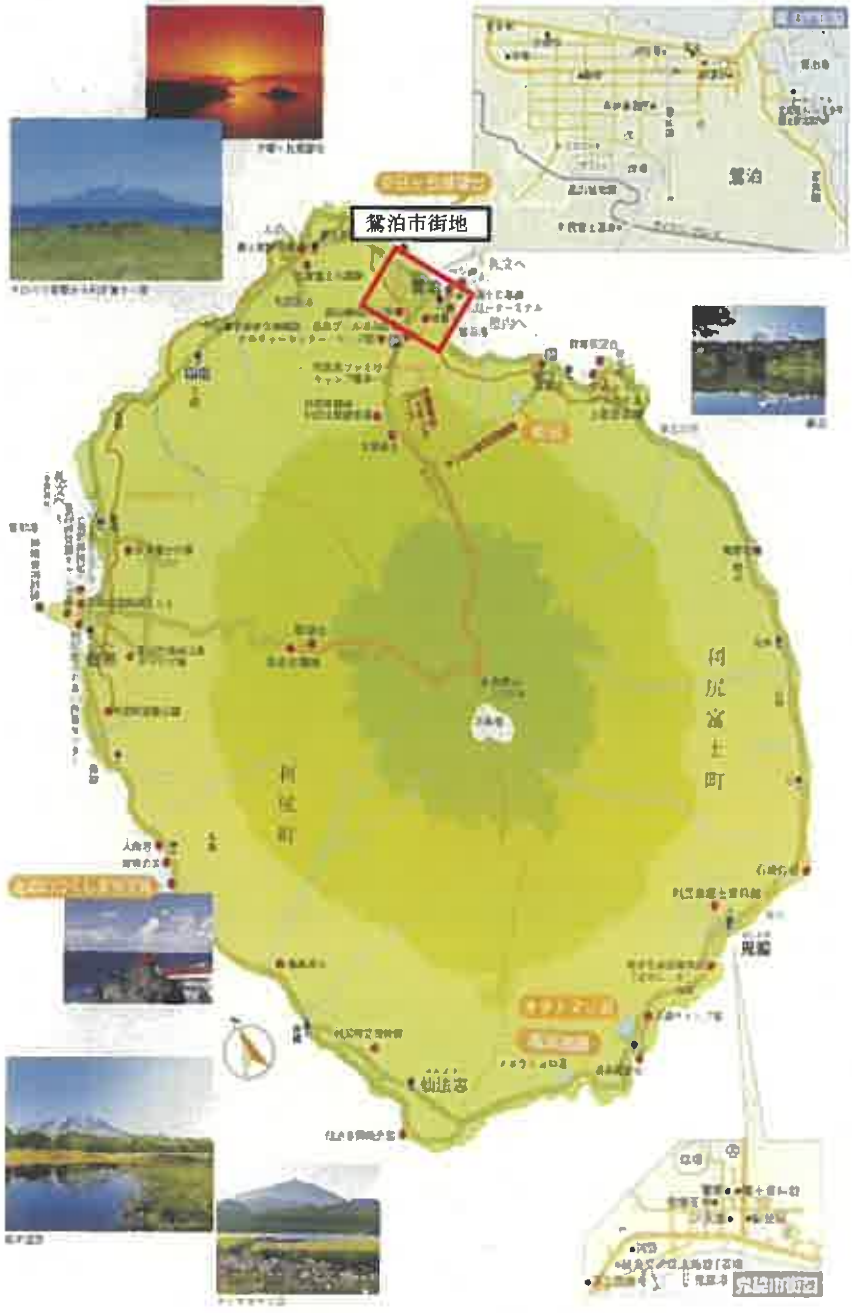

②整備地区計画図（整備方針図）

雲泊市街地　地区

雲泊市街地街なみ環境整備方針

【雲泊市街地整備のコンセプト】

**「ハートフルアイランドへ
誘いの港まち　おしどまり」**

【街なみ整備方針】

○道路（歩道）拡幅、防災施設整備による安全な住環境づくり
○町民や来訪者がともに憩いふれあえる滞留拠点の整備
○人や感動との出会いを育む市街地回遊環境の整備
○まちづくり協定による周辺環境と調和した街なみ景観づくり

【街なみ景観づくりのコンセプト】

風情・歴史・風物を守り育てる　まちの創作

【街なみ景観づくりの基本目標】

○港町の活気と暮らしの息づかいを感じる街なみ景観づくり
○訪れる人をもてなし、あたたかく迎え入れる街なみ景観づくり

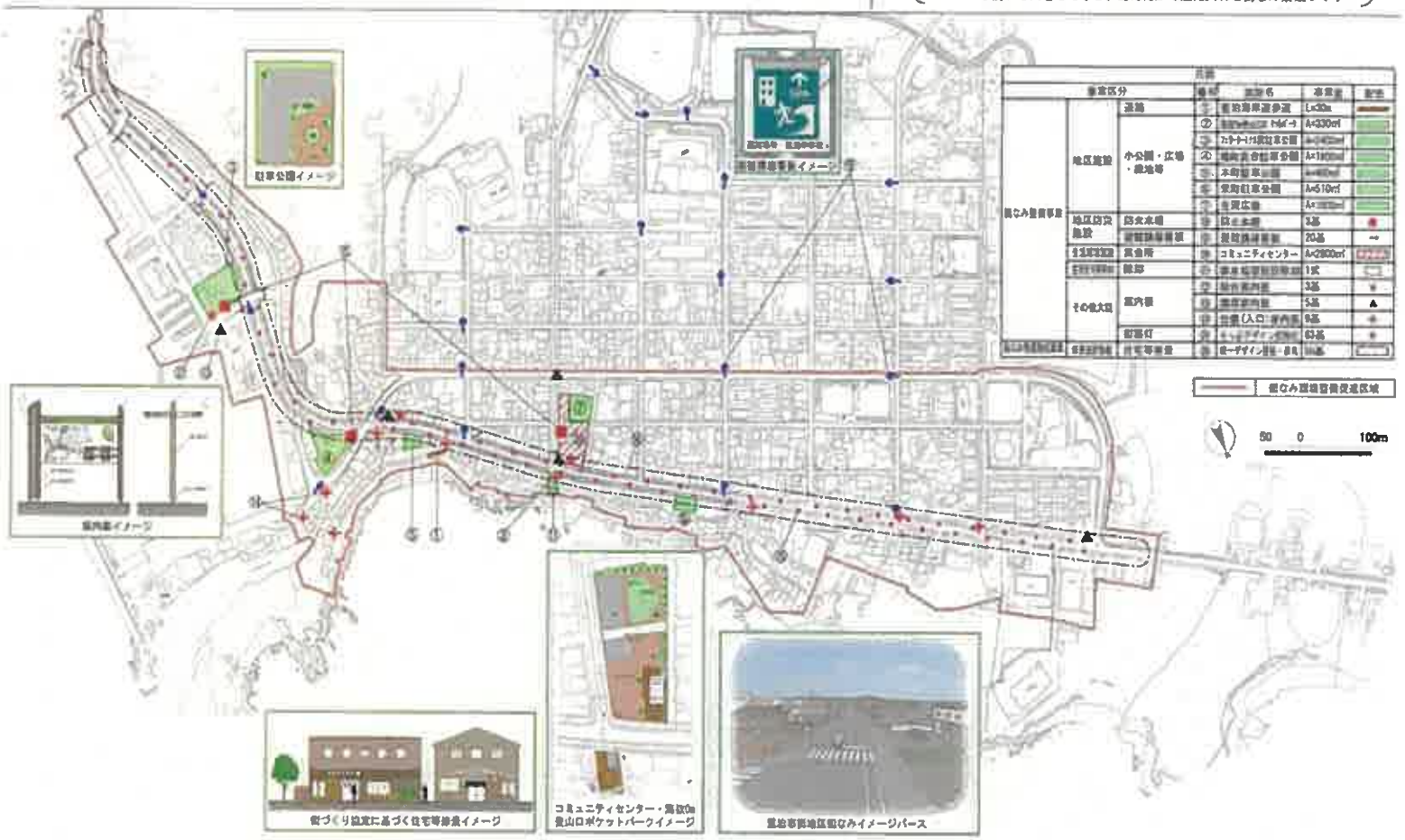

事業区分			番号	施設名	数量	配置
街なみ整備事業	地区施設	道路	①	雲泊海岸遊歩道	L=30m	
		小公園・広場・緑地等	②	[illegible]	A=330㎡	
			③	カトリック[illegible]駐車公園	A=[illegible]㎡	
			④	福岡[illegible]合駐車公園	A=190㎡	
			⑤	本町駐車公園	A=[illegible]㎡	
			⑥	栄町駐車公園	A=510㎡	
			⑦	生涯広場	A=[illegible]㎡	
	地区防災施設	防火水槽	⑧	防火水槽	3基	●
		避難誘導標識	⑨	避難誘導標識	20基	～
	生活環境施設	集会所	⑩	コミュニティセンター	A=2800㎡	
	生活環境施設	厠所	⑪	[illegible]	1箇	
	その他大規	案内板	⑫	総合案内板	3基	▼
			⑬	地区案内板	5基	▲
			⑭	誘導（入口・案内板）	9基	◆
		街路灯	⑮	[illegible]	63基	●
街なみ環境整備事業	修景整備事業	住宅等修景	⑯	ローダイン[illegible]・[illegible]	30棟	

街なみ環境整備促進区域

③実施（予定）事業概要図

凡例	用地費	工事費
30年度まで （青）		
31年度まで （赤）		
32年度まで （緑）		
33年度以降 （橙）		

鷲泊市街地	地区

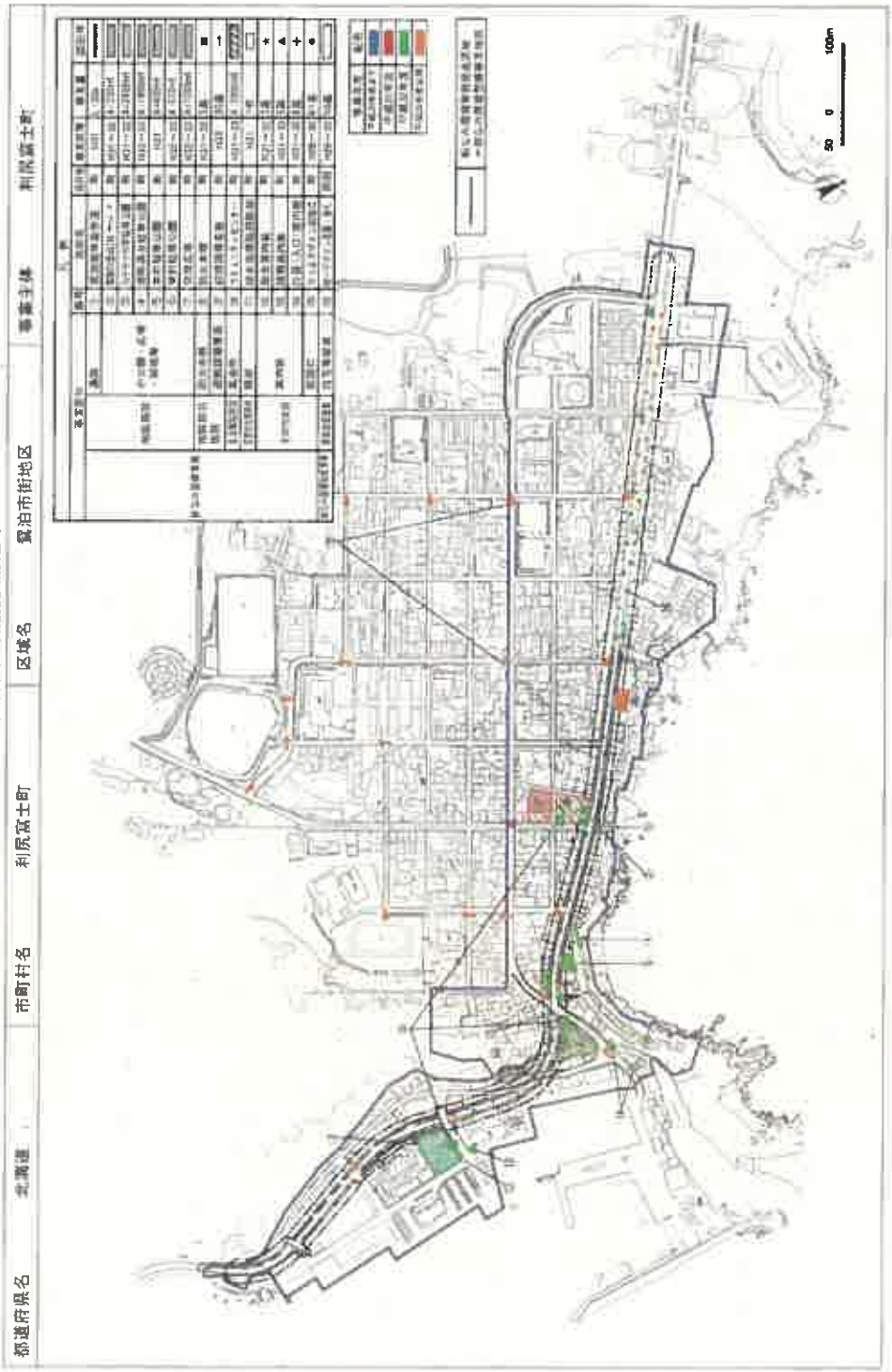

本町（ほんちょう）地区（北海道豊浦町）

1　地区概要

当地区は、豊浦漁港に接した海岸部に位置し、町役場等の主要な公共施設が立地するとともに、地区内を通る道道美和豊浦停車線（本町通り）沿線には、商店街が形成されるなど本町の中心市街地となっている。また、地区一体は、健康海岸の指定（厚生省・農水省・水産庁）により海岸環境の整備や温泉施設の建設など、ウォーターフロントの開発が進められている一方、本町通りは商店街の衰退が進み、空地・空家が発生するなど、街なみ環境や居住環境の悪化が顕著となっている。

2　所在地

北海道虻田郡豊浦町

3　地区面積

約１７．５ha

4　事業概要

(1) 整備内容　：小公園・緑地等の整備、住宅の修景、電柱美装化、街灯整備、ストリートファニチャー等

(2) 事業期間　：平成１３年度　～３４年度

(3) 総事業費　：約５.１億円

5　社会資本総合整備計画名

北海道（第５期）地域住宅計画

位置図

本町通り整備前の状況

本町通り整備後の状況

平成29年度 街なみ環境整備事業 説明図

①案内図・位置図

本町	区域

位置図

案内図

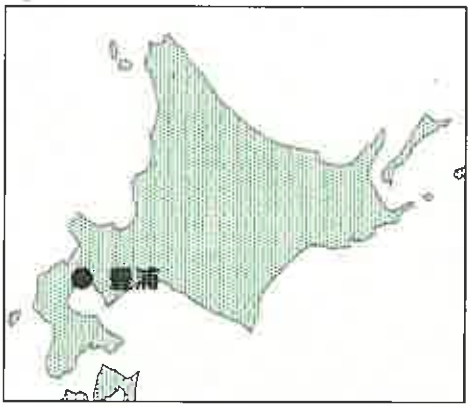

②整備地区計画図（整備方針図）

本町	区域

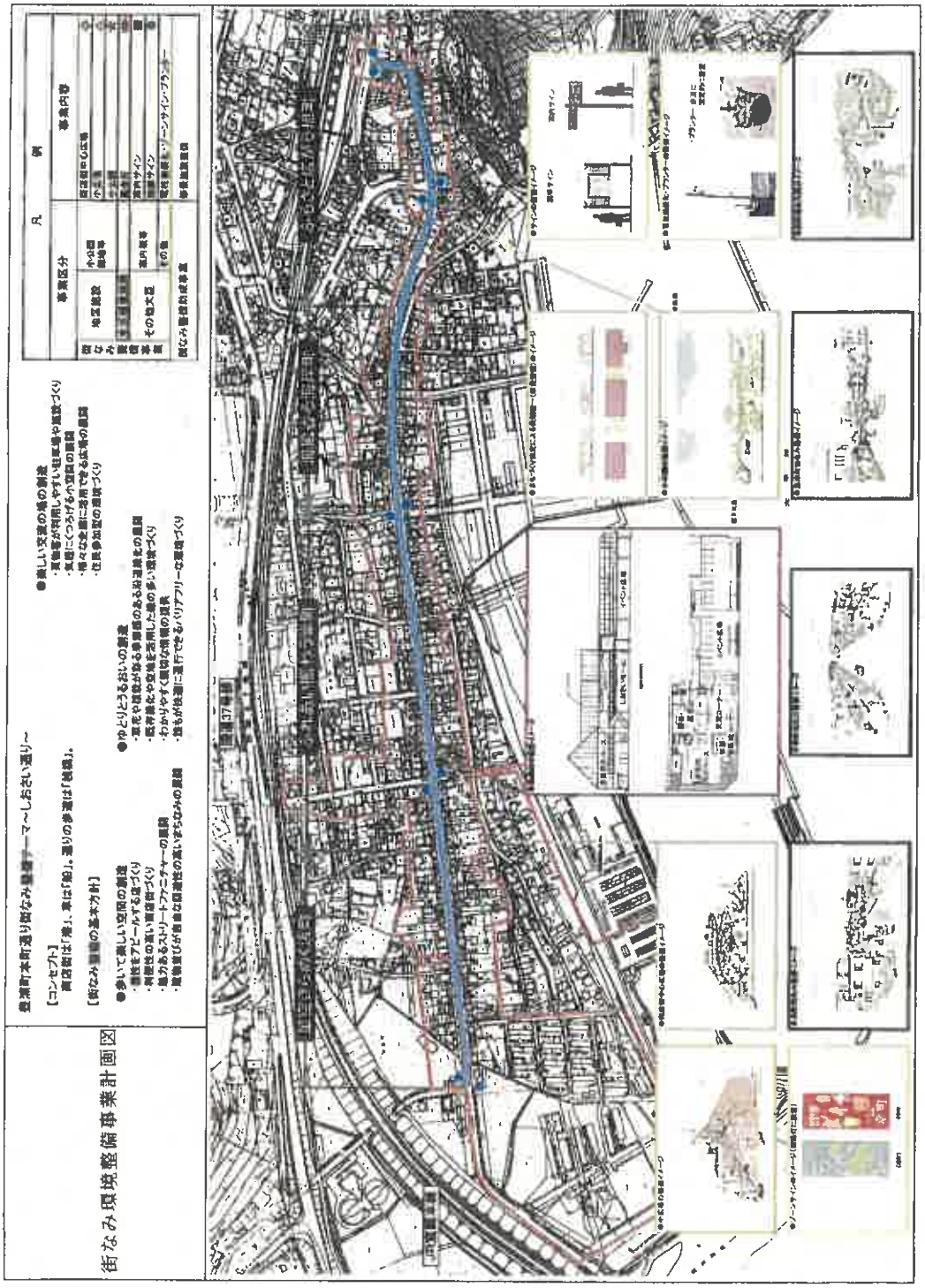

③実施（予定）事業概要図

凡例

30年度まで（青）

31年度（赤）

32年度（緑）

33年度以降（橙）

地区

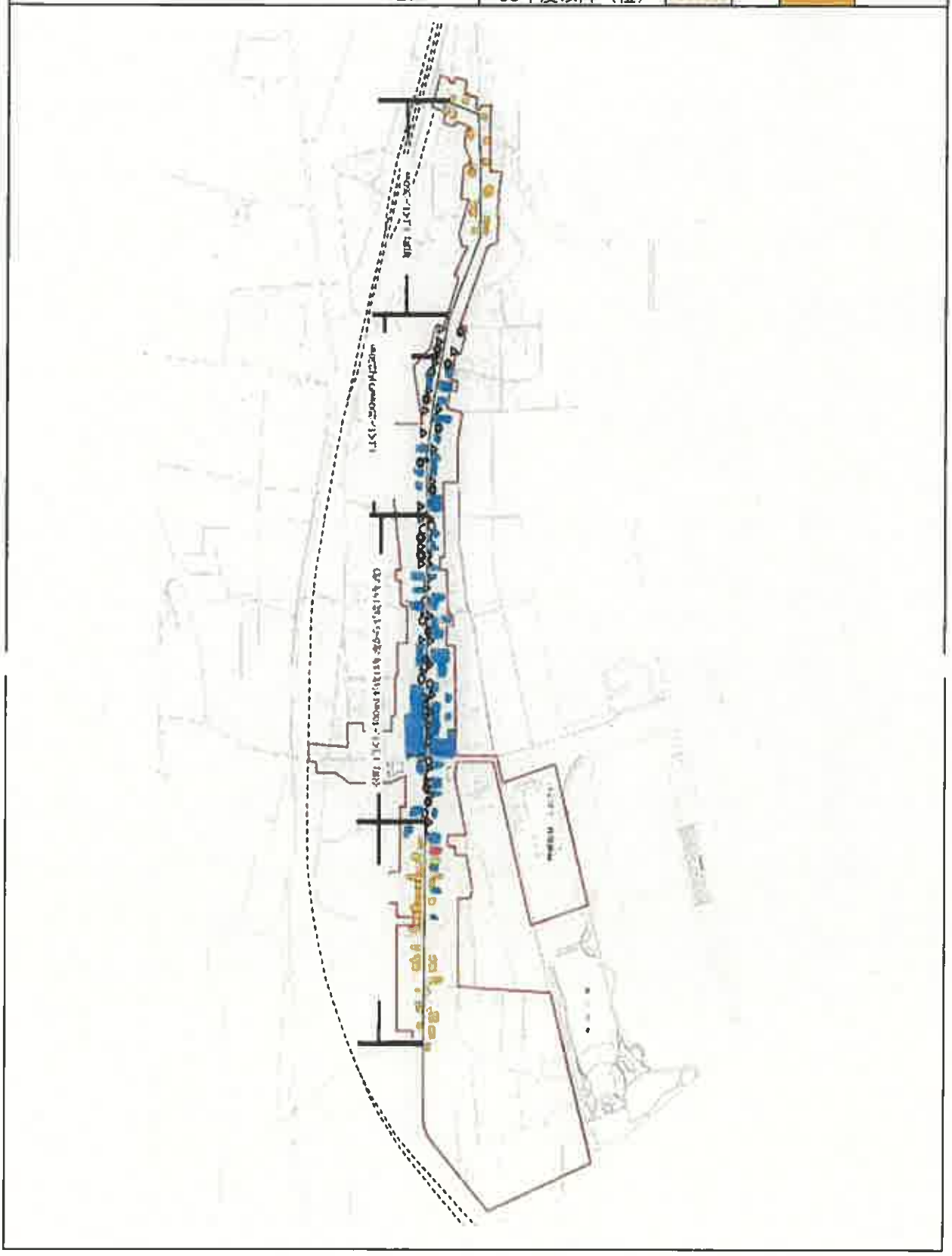

二風谷中心地区（北海道平取町）

1　地区概要

当地区は、古くからアイヌの人々が暮らしアイヌ文化の色濃く残る地域である。また平成19年には「アイヌの伝統と近代の開拓による沙流川流域の文化的景観」として全国で3番目、北海道で唯一の重要文化的景観として選定された。二風谷アイヌ文化博物館とその周辺にアイヌ民族の伝統的家屋（チセ）群が復元整備され、観光客などがアイヌ古式舞踊や木彫の体験学習などを行う場として利用されている。一方、人口の減少に伴い、商店や住宅の老朽化や空家など、街なみ環境や住環境の悪化が顕著となっている。

2　所在地

北海道平取町二風谷

3　地区面積

約４０ｈａ

4　事業概要

(1) 整備内容　：集会所の整備、案内サイン、街路灯、トイレ、修景施設（住宅、看板他）整備

(2) 事業期間　：平成３０年度　～　３３年度

(3) 総事業費　：約４．０億円

5　社会資本総合整備計画名

平取町街なみ環境整備事業

位置図

整備計画図

平成31年度 街なみ環境整備事業 説明図

①案内図・位置図

二風谷中心　区域

位置図

二風谷中心地区

案内図

区域図

②整備地区計画図（整備方針図）

二風谷中心	区域

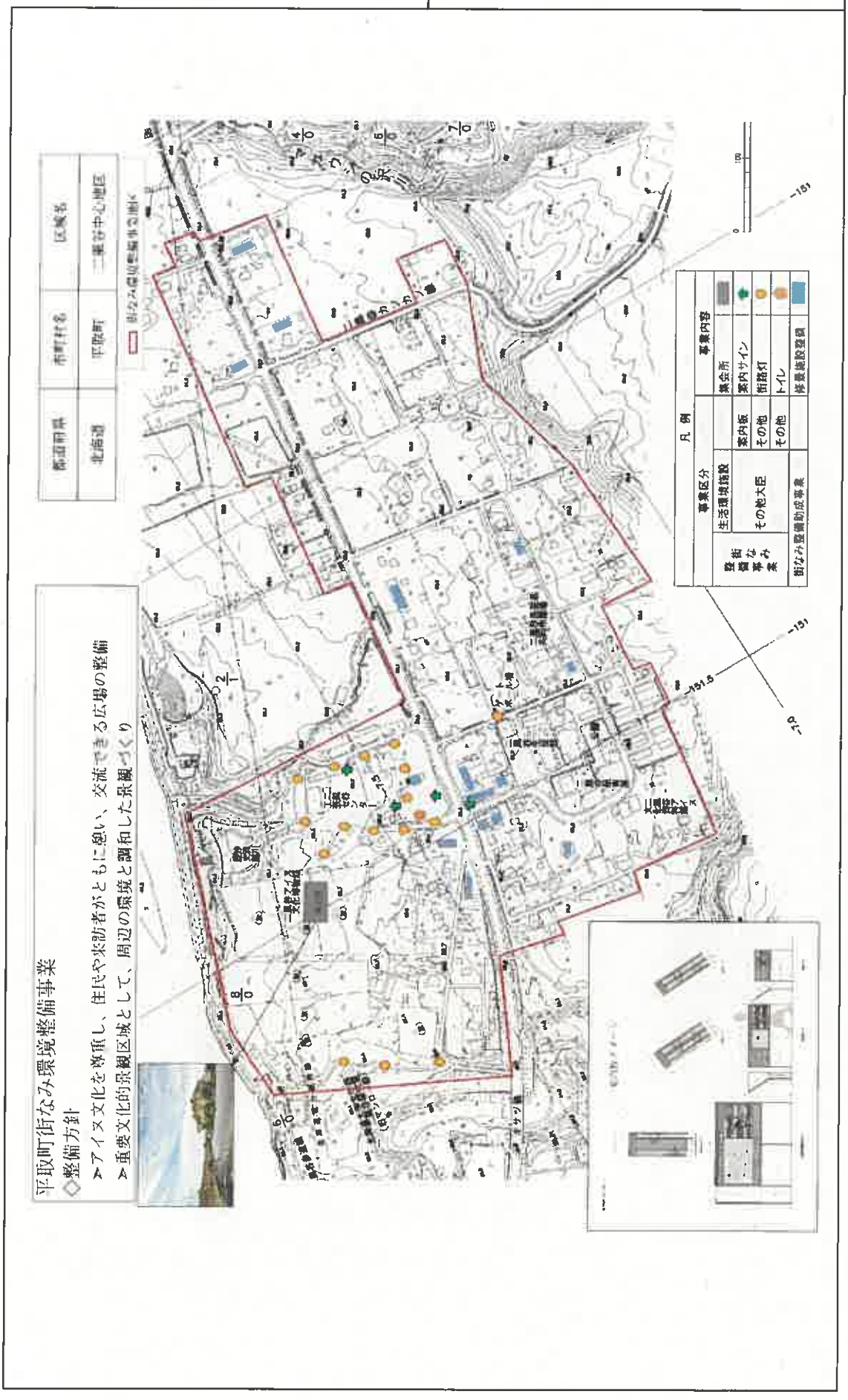

③実施（予定）事業概要図

年度	凡例(事業内容)		
30まで		その他大臣	街路灯12基
		〃	案内サイン3基
		〃	トイレ
		街なみ整備助成	修景施設整備
31		その他大臣	案内サイン1基
		街なみ整備助成	修景施設整備
32		生活環境施設	用地・調査設計
		街なみ整備助成	修景施設整備
33以降		生活環境施設	集会所
		その他大臣	街路灯4基
		街なみ整備助成	修景施設整備
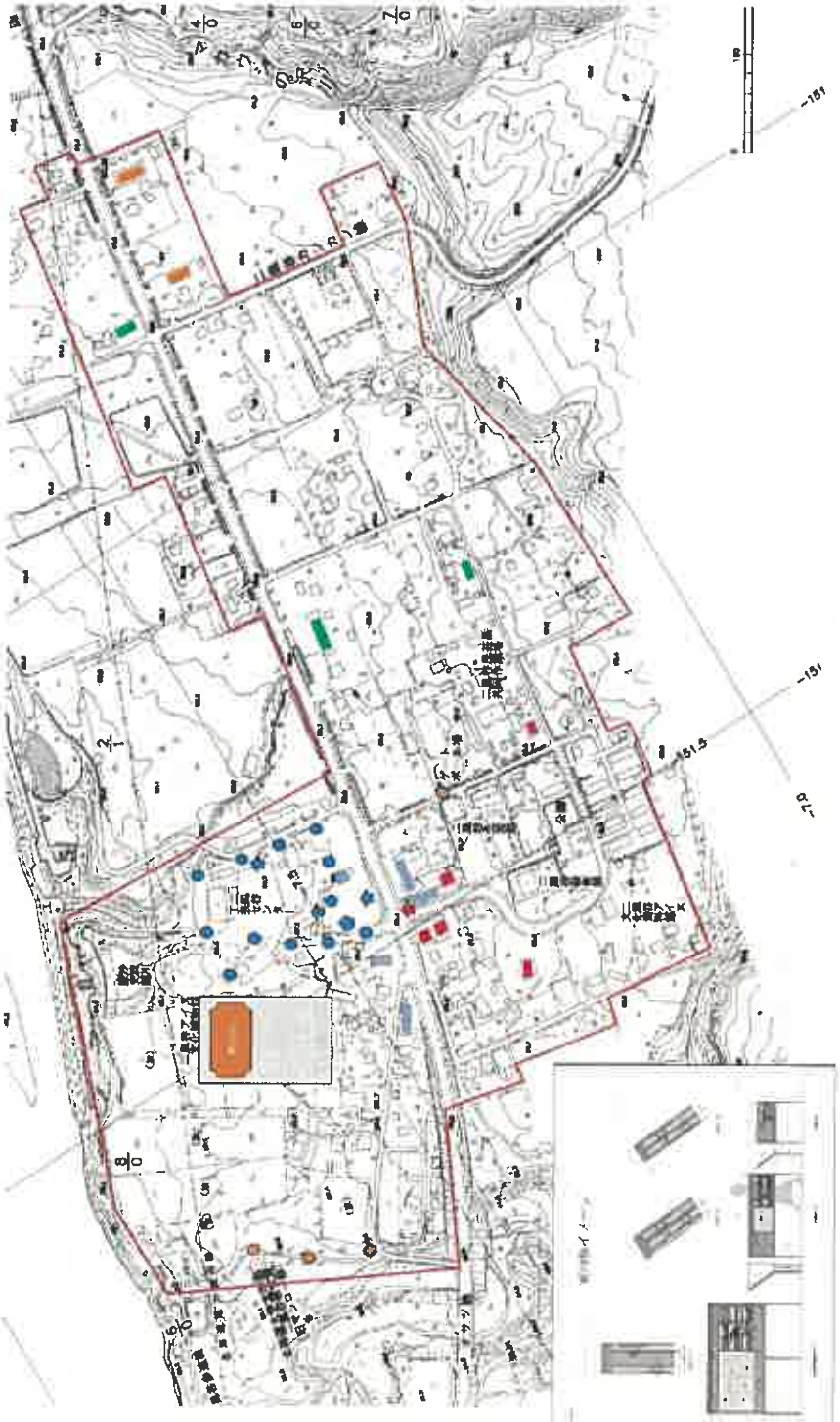
二風谷中心　　区域